

電子納品について

大阪府都市整備部事業管理室

1

経緯

■電子納品対象案件

	工事 土木一般	橋梁工事 上部工工事	設備工事 全プラント工事	業務委託 測量、設計、土質等
平成15年度	180百万円以上	全工事	全工事	全業務
平成16年度				
平成17年度	180百万円以上 (90百～180百万円は完成写真のみ対象)	全工事	全工事	
平成18年度				
平成19年度	90百万円以上 (90百万円未満は完成写真のみ対象)			

■情報共有システム対象案件

	工事 土木一般	橋梁工事 上部工工事	設備工事 全プラント工事	業務委託 測量、設計、土質等
平成15年度	180百万円以上	全工事	全工事	全業務
平成16年度				
平成17年度				
平成18年度 (12月にバージョンアップ)	90百万円以上			
平成19年度				

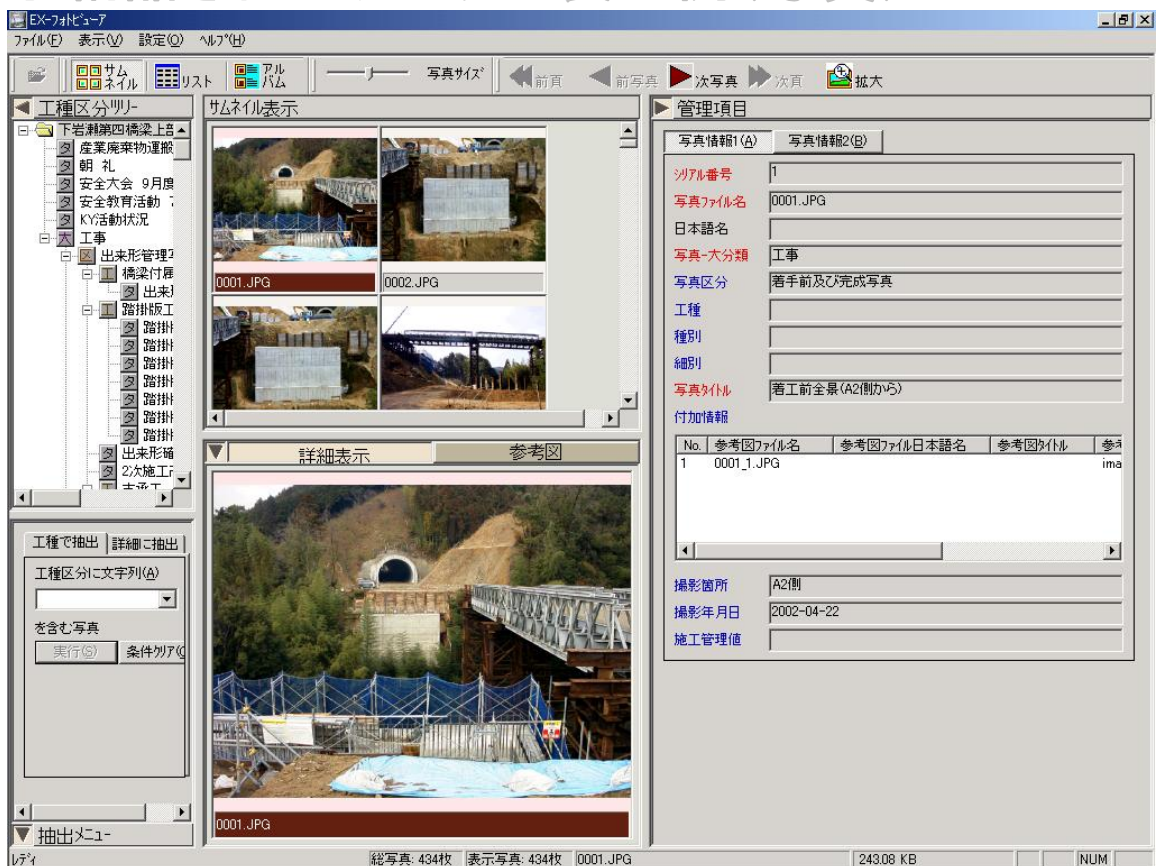
2

電子納品とは？



3

電子納品されたデータの表示例(写真)



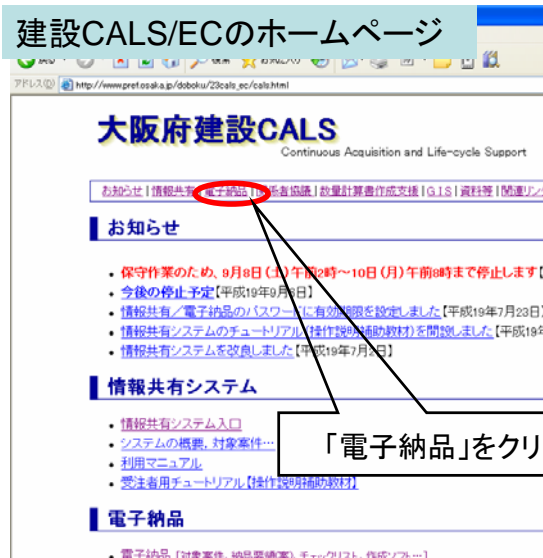
4

大阪府と国土交通省との電子納品要領の差異

項目		大阪府	国土交通省
CADデータファイルのフォーマット		原則として SXF (sfc)	原則として SXF (p21)
オリジナルファイルの形式		原則、下記形式による Word、Excel、Visio(委託のみ)、 JPEG、TIFF、HTML、PPT	受発注者で協議し決定 (データコンバートができればよい)
電子署名の当面の対応について		検査前協議チェックシートに示す 「納品一覧表」を打合せ簿に添付 押印等は不要。	「電子媒体納品書」に署名捺印の上、 電子媒体と共に提出
電子媒体に貼るラベルについて		電子媒体CD-Rのラベルに、受発注者 が直接押印する欄を明記	電子媒体CD-Rのラベルへの直接署名 又は押印欄の記載なし
納品物	工事	CD-R 2部 出来形図 1部 写真ダイジェスト版 1部 施工計画書 1部 (納品不要)	CD-R 2部
	委託	CD-R 2部 簡易製本 1部 (報告書等) 図面縮小版 (原則A3版) 1部	CD-R 2部

ホームページの紹介

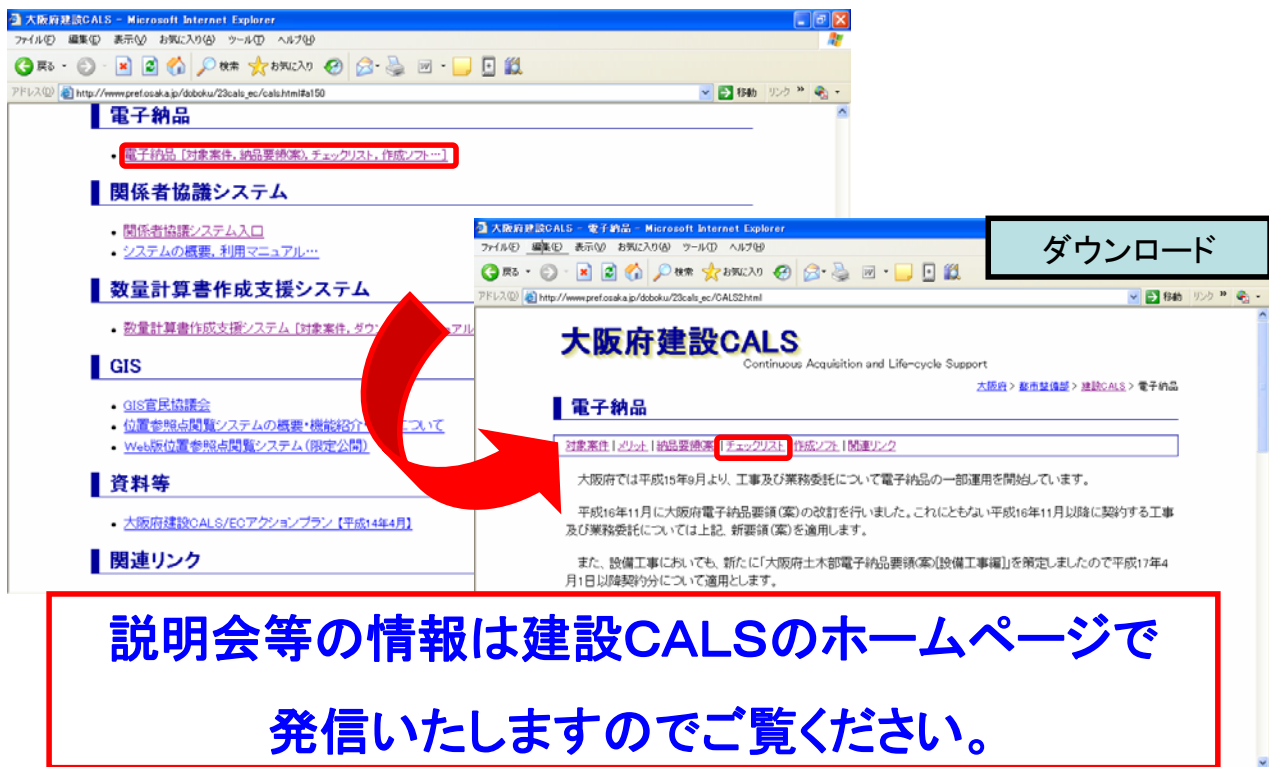
大阪府建設CALC のホームページ



「電子納品」をクリック

「建設CALC」をクリック

電子納品要領(案)及び 協議用チェックシートのダウンロードについて



The image shows two overlapping screenshots of the Osaka Prefecture Construction CALS website. The top screenshot shows the main navigation menu with the '電子納品' (Electronic Submission) link highlighted in red. The bottom screenshot shows the '電子納品' page with a 'ダウンロード' (Download) button highlighted in a black box. A red arrow points from the '電子納品' link in the top screenshot to the 'ダウンロード' button in the bottom screenshot. Below the screenshots is a red-bordered box containing text.

ダウンロード

大阪府建設CALS
Continuous Acquisition and Life-cycle Support

電子納品

対象案件 | リスト | 納品要領案 | **チェックリスト** | 作成ソフト | 関連リンク

大阪府では平成15年6月より、工事及び業務委託について電子納品の一部運用を開始しています。
平成16年11月に大阪府電子納品要領(案)の改訂を行いました。これにともない平成16年11月以降に契約する工事及び業務委託については上記、新要領(案)を適用します。
また、設備工事においても、新たに「大阪府土木部電子納品要領(案)〔設備工事編〕」を策定しましたので平成17年4月1日以降契約分について適用とします。

**説明会等の情報は建設CALSのホームページで
発信いたしますのでご覧ください。**

入札に参加される事業主のみなさまへ

ホームレス問題の解決のため

- ・ 就労意欲の高いホームレスの人
- ・ ホームレスとなるおそれのある
あいらん地域高齢日雇労働者

の雇用をお願いします！

大阪府内には自立の意思がありながら仕事に就けずホームレス状態を余儀なくされている人が多数存在しています。就労意欲の高いホームレスの人については、府内市町村が設置する自立支援センターに入所して、就労による自立を目指し、個々のニーズに応じて求職活動を行っているところですが、平均年齢が高く、就労機会がとても少ないのが現状となっています。

また、大阪市西成区のあいらん地域を拠点とする日雇労働者は、そのほとんどが建設業に従事していますが、建設業界の合理化・機械化などにより、その需要は減少しており、特に高齢の日雇労働者にとっては、就労機会の激減により、ホームレスとなることを余儀なくされる状況に置かれるなど、就労環境が非常に厳しい状況が続いています。

こうしたことから、大阪府としましても、それぞれの事情に応じて一人でも多くの就労機会を確保することが重要であると考えています。

入札に参加される事業主のみなさまにおかれましても、こうした実情を御理解いただき、それぞれの業種に応じて就労意欲の高いホームレスの人及び就労環境の厳しいあいらん地域高齢日雇労働者を優先的に雇用していただきますようお願いいたします。

なお、これらの人の実情に適している仕事や内容、求人のお申込み、お問い合わせ先については、裏面に記載しております。

就労意欲の高いホームレスの人やあいりん地域高齢日雇労働者に
適している仕事は主に次のとおりです。
業務に応じて優先的に雇い入れいただきますようお願いいたします。

【委託役務】

建物等各種施設管理：建物等清掃、土木施設清掃・除草、公園清掃、植物管理、警備
運搬請負：運搬・保管、梱包・発送 など

【建設工事等】

土木一式工事（土木工事業）、プレストレスコンクリート工事、建築一式工事（建
築工事業）、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、
石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工
事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、
塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、
造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事
のうち、比較的軽易な作業のもの

求人のお申込み、お問い合わせ先

大阪ホームレス就業支援センター（あいあいサポートセンター）

大阪市西成区萩之茶屋 3 - 6 - 29

電話 (06)6645-1951 / FAX (06)6645-1952

メールアドレス homeless-sien@tiara.ocn.ne.jp

大阪ホームレス就業支援センターでは、ホームレスの人たちにあらゆる就業機会を確保す
るため、広く民間等から仕事を開拓しています。また、就業に関する相談をはじめ、さまざ
まな就業支援を行っています。

なお、このセンターは、大阪府、大阪市、民間団体が一体となって運営しています。

ただし、建設工事等の日雇仕事についてはこちらにお申込みください。

(財)西成労働福祉センター紹介課

大阪市西成区萩之茶屋 1 - 3 - 44

電話 (06)6641-0131 / FAX (06)6641-0297

メールアドレス info@osaka-nrfc.or.jp



商工労働部雇用推進室労働福祉課労働対策グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

電話：06-6941-0351（内線 2827） / FAX：06-6944-6758

メールアドレス koyosuishin-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

平成 19 年 9 月発行

障害者雇用啓発ホームページ のご紹介

大阪府では障害者雇用に関するホームページを開設しております。
障害者雇用企業の事例紹介や障害者を雇用する際の支援制度・助成金の紹介、また、就職の際の心構えや支援・相談機関の紹介など、障害者の雇用・就職に役立つ情報を掲載しています。

大阪府が実施するセミナーやシンポジウムなどの事業の案内も行っていきます。

ぜひ、アクセスください！！

<http://www.pref.osaka.jp/koyosuishin/syogaisyakoyo/index.html>

障害者雇用 ホームページ

新着情報

障害者雇用を
お考えの
事業者の方へ

働いている
障害者の方
就職を希望する
障害者の方へ

障害者雇用事例

LINK BOX

リンク集

ITスキルのある人材を
ご紹介！

新着情報
障害者IT人材情報ナビ

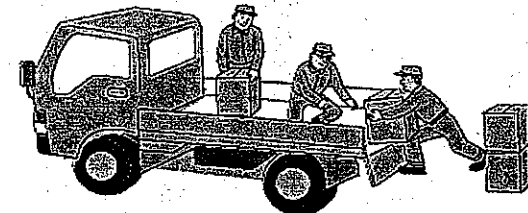
HOMEへ

お届けします。雇用・就職に役立つ情報。

最初は不安でした。障害者を今まで雇ったことがないし、一緒に仕事をしたこともないでしょう。本当に仕事ができるのだろうか。はじめはとまどっていましたね。馴れるにつれできるようになりました。今ではなくてはならない戦力となっています。



今まで働いた経験がないし、私でも働けるのかなあと思いました。最初はすごく緊張して話もできなかつたけど、今は、すっかり馴れみんなとうまくやっていけるようになりました。働き続ける自信もついたように思います。



事業者、障害者両者とも雇用について不安があることがうかがえます。このことだけで全てがそうとは言えませんが、企業の理解がまだまだ十分ではない一方、就職できない障害者が多いのも事実です。このホームページは障害者の雇用がいっそう進むようこと、事業者や障害者の声、そして具体的な雇用事例、各種助成制度、啓発冊子・ビデオの紹介などさまざまな情報を提供していきます。

【新着情報へ】

大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課障害者雇用グループ

TEL: 06-6941-0351 (内線2825) FAX: 06-6944-6758

入札に参加される業者の皆様へ

大阪府発注の調達契約から暴力団を排除する要綱などを改正しました。

大阪府では、大阪府が発注する建設工事、建設コンサルタントをはじめ、あらゆる調達契約から暴力団関係業者を排除するために「大阪府暴力団等排除措置要綱」及び「契約約款」などをそれぞれ改正しました。

平成18年4月1日 施行

改正のポイント

- 1 大阪府のあらゆる調達契約から暴力団を排除します。
- 2 暴力団を排除する項目を拡大しました。
- 3 受注者が暴力団と関係していると認められる場合は、契約解除できることとしました。
- 4 受注者に対して不当要求等があった場合の府への報告を義務化しました。

大 阪 府 警 察
大 阪 府 警 察

1 あらゆる契約からの暴力団排除

大阪府では、これまで建設工事の入札参加資格者が暴力団排除要綱の措置要件に該当した場合に指名除外措置を行っていましたが、本改正により

建設工事以外の建設コンサルタント、委託役務、物品購入等あらゆる調達契約

に対象を拡大しました。

2 暴力団排除条項を追加

指名除外措置を行う要件として

暴力団員が会社を経営又は実質経営している場合（1年経過後改善が認められるまで）
財産上の利益を得るために暴力団員を使用した場合（6ヶ月）
暴力団員に金員等を提供した場合（6ヶ月）に加えて、

暴力団員と社会的に非難されるような関係を有した場合（6ヶ月）

下請契約、原材料の購入契約その他契約に当たり、その契約の相手方が上記からに該当する業者であることを知りながら契約締結した場合（6ヶ月）

要綱に基づき勧告措置を受けた日から1年以内に、再度勧告を受ける行為を行った場合（6ヶ月）

3 不当介入を受けた場合の報告・届出義務化

大阪府が発注する建設工事等に関して、契約の相手方（受注業者）が暴力団等から不当要求や工事妨害等を受けた場合に

大阪府への報告と警察へ届出

をしていただく旨補足説明書・特記仕様書等に規定しました。

なお、故意に報告・届出を怠った場合、指名停止措置を行う場合があります。

4 契約の解除

府の契約の相手方が、指名除外措置を受けた場合、契約を解除し、また、違約金を徴収することができる旨契約約款を改正しました。

5 その他

指名除外措置を受けた業者については、契約局のホームページ及び台帳での閲覧の方法により公表することになりました。

上記の内容を規定した「大阪府暴力団等排除措置要綱」及び「不当介入対応マニュアル」を下記のホームページに掲載しております。

http://www.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/youkou/koji_youkou.html